

安全報告書

2013年



Manyosen

万葉線株式会社

1. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用・ご支援に深く感謝申し上げます。

平成24年度は、9月8日よりドラえもんトラムの運行開始や新型除雪車による冬季の輸送障害事故防止等に努めたことにより、快適で安全・安定したサービスや信頼される輸送の提供を行うことが出来ました。また、老朽化した施設、設備等を国、富山県、高岡市、射水市の支援により、軌道の重軌条化、待合室の整備などの補助事業により整備するとともに、安全・安定・安心運行の更なる向上に努めてまいりました。

会社の最大の使命である「安全・安定・安心運行」につきましては、平成24年度は、前年度に引き続き、運転事故防止の指導・教育・訓練を積極的に取り組んだ結果、2年連続で責任事故をゼロとすることができました。

輸送・営業面では、引き続き最終電車の増便と夕方の時間帯に1便増発する実証実験に取り組んできました。また、納涼ビール電車、新酒おでん電車、小学生体験乗車等も実施してまいりました。

こうした、多くの方々のご支援・ご指導と社員の頑張りにより、ご利用人員は開業以来初めて124万人となりました。

これからも「安全は運輸事業の生命、企業存続の基」であることを私はずっと全社員に更に徹底させ、「安全・安定・安心運行」を継続させ、地域の皆様方の信頼を得ることにより、ご利用者の拡大を図っていく所存であります。

今後とも、変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 竹平 栄太郎

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法に基づき、安全の確保の取組みや安全の実態について公表するものです。この報告書に対するご意見をいただければ幸いです。

安全報告書へのご意見に対する連絡先

万葉線株式会社

TEL 0766-22-1196

FAX 0766-25-4119

Email: manyosen@p1.coralnet.or.jp

2. 安全な軌道・鉄道に向けて

(1) 安全基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動を規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱 領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
- ② 規定の遵守は安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は安全の要件である。

- ・常に基本動作を実行し、疑わしいときは最も安全な(危険⇒停止)行動をとる。
- ・関係箇所、担当者間の連絡・報告・打ち合わせを綿密にし、安全の再確認をする。
- ・訓練と自己研鑽を続け、事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動する。

(2) 安全目標

- ① 社員の取り扱い誤りによる運転事故ゼロ。
- ② 労働災害事故ゼロ。
- ③ 点検・巡回により、機器不良の輸送障害ゼロ。

(3) 重点実施事項

- ・ 安全・安心を意識した基本動作の励行。
- ・ 安心感を与える指差確認呼称と連絡・報告の厳守。
- ・ 服装の整正と整理整頓、保護具の完全着用。
- ・ 新人教育(3年未満社員)の充実

(4) 安全管理方法

社長をトップとする安全管理組織を定着させ、各課長及び各担当者の責任を明確にして傷害事故、運転事故の絶滅に努力します。

現場巡回、添乗による施設整備状況の把握及び添乗指導による安全行動、サービスの実施状況の確認をし、事故の防止とサービスの向上に努めていきます。

日頃の執務状況の把握とヒヤリハットの活用で事故防止に努めます。

事故発生場所マップ及びドライブレコーダーによる運転事故の分析を行い、事故の減少に努めます。

3. 事故等の発生状況

年度別運転事故等の発生状況

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鉄道運転事故	8(1)	8(0)	4(0)
輸 送 障 害	3	0	3
インシデント	0	0	0

【鉄道運転事故とは】・・・列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故などの事故をいう。

【輸送障害事故とは】・・・電車の運行に障害が生じた事態で30分以上遅延が生じた事故をいう。

【インシデントとは】・・・運転事故が発生するおそれがあると認められることをいう。

()は社員の取扱い誤りによる事故件数

4. 安全重点施策の内容

(1) 安全対策及び施設の改修

平成24年度の施設設備等の整備面では、地域公共交通確保維持改善事業による、軌道道床硬質構造化・重軌条化をはじめ、待合室の整備など施設整備の改善や旅客サービスの向上のため、国・富山県・高岡・射水両市から補助金をいただき、1億500万円の工事をおこないました。

(2) 社員の教育訓練

毎日の電車運行とそれに係る業務を安全正確に実行し、お客様と沿線の住民の皆様へ安心感を与え、信頼を得るために基本動作を確実に実行しなければならないと考えています。

事故や災害を未然に防止するとともに、万一事故等が発生した場合は、併発事故防止と人命救助を最優先し、早期の復旧と再発防止対策が重要です。そのためには、普段の教育訓練を重ね一人ひとりの知識・技能の向上に努めます。



事故防止会議



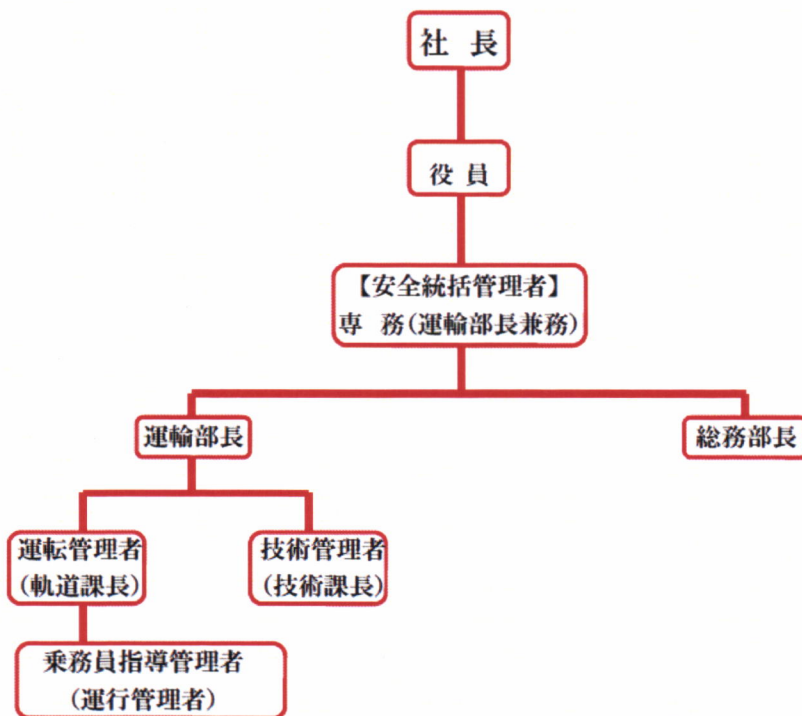
転てつ機不密着を想定した教育訓練

5 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。この組織の中で安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組めます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 専務(運輸部長兼務)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運転管理者 乗務員指導管理者 (軌道課長)	安全統括管理者の指揮の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
技術管理者 (技術課長)	安全統括管理者の指揮の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
総務部長	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。

6. 沿線の皆様へお願い

(1)お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際には、後方から電車が接近してないか必ずご確認下さい。又接近してきた場合には、速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。

(電車は急には止まれません)

(2)線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。

(3)電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通行する時は、一旦停止又は徐行運転をお願い致します。

※「道路交通法第21条・31条をお守り下さい。」

車との接触事故防止のため、自動車を運転するドライバーの皆様へ、軌道敷内へ進入する際に後方から来る電車の確認をお願いするパンフレットを作成し、沿線付近の自動車学校や、運転免許センター等でポスター掲示とパンフレット配布をお願いしています。

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ!
路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ!
軌道敷内を通行してはいけません。

OK

軌道敷内

交通ルールとマナーを守ろう!

お願いしま 電車は急に止まれません!!

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近して来たときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。